橋梁下部工工事
㈢　躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ又はケーソン、深礎の天端から橋脚天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋脚の工事
③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④　監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。
④　各構成員の出資比率は２社で構成される場合は30%以上、３社で構成される場合にあっては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑽　施工計画の内容が著しく不適当でない者、及び評価項目に対し全項目において施工計画の提案があり、技術提案書が所定の枚数を超えていない者。
なお、提出が必要な評価項目の詳細は入札説明書によるものとする。

３　施工技術競争型総合評価方式に関する事項
⑴　施工技術競争型総合評価方式の仕組み
本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を求め、技術提案の技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する。
⑵　技術提案及び入札書の提出
申請者は、申請書、確認資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）を、技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。
⑶　技術提案に関する事項
技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。
評価項目①～④のうち㈠～㈤で１項目でも施工計画の提案が無かった場合、技術提案書が所定の枚数を超えている場合または施工計画の１項目でも不可のある場合は、不適格とする。
また、評価項目①～④のうち㈠～㈤の提案は、それぞれ最大５項目までとし、項目数の多少による評価は行わない。なお、所定の項目数を超えている場合は不適格とする。
１）施工計画（施工方法及び仮設備計画の変更は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。ただし、コンクリート構造物に関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。）
①　管理体制・手法
②　品質管理
③　安全管理
④　環境対策
⑷　技術提案の評価項目及び評価基準
技術提案の評価項目及び評価基準は下記のとおりとする。
１）施工計画
評価項目及び評価基準は下記のとおりとする。
①　管理体制・手法
㈠　「品質管理」、「安全管理」及び「環境対策」に対する当現場での具体的な管理体制・手法
・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価
②　品質管理
㈠　コールドジョイント対策及び空洞防止対策に着目したトンネル覆工コンクリートの打設方法及びそれらの対策の効果の確認方法
㈡　排水対策及び石灰安定処理に着目した本線盛土場における黄鉄鉱対策工の施工方法
・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価
③　安全管理
㈡　土運搬における市道久田野線に対する安全管理
・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価
④　環境対策
㈤　土工工事における水質汚濁防止対策・土砂流出防止対策
・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価
技術提案の評価指標は下記のとおりとする。
⑷　優
一般的事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。
⑹　良上
「良」に比べ、やや優れていると認められる内容のもの。
⑻　良
一般的事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。
⑽　良下
「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。
⑿　可
一般的事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの。
ヘ　不可
一般的事項の基準を満たしていない内容のもの。
※　一般的事項とは、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の基準をいう。
⑸　技術評価点の付与方法
技術提案の評価項目及び技術評価点の付与方法は下記のとおりとする。
１）施工計画
①　管理体制・手法
㈠　「品質管理」、「安全管理」及び「環境対策」に対する当現場での具体的な管理体制・手法
評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不可（不適格）
②　品質管理
㈠　コールドジョイント対策及び空洞防止対策に着目したトンネル覆工コンクリートの打設方法及びそれらの対策の効果の確認方法
評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不可（不適格）